

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和4年6月教育委員会会議：定例会

期 日 令和4年6月22日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時15分

会 場 1号館6階大会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長 圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長 曾山 澄雄
	教育総務課長 菊間 明美	学 務 課 長 澤田 法義
	指 導 課 長 松丸 晴久	教育センター所長 田中 雅明
	社会教育課長 舎人 樹央	文 化 課 長 猪股 佳二
	中央公民館長 林田 成広	教育総務課企画財務班長 平野 昌彦
	教育総務課企画財務班 林 真理子	
事 務 局	教育総務課教育総務班長 山田 智之	教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

令和4年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会及び第2回校長会議について報告する。

1つ目、令和4年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会が、5月25日に市原市のサンプラザ市原において開催された。総会では、事業報告、決算、事業計画、予算について審議され、原案どおり可決された。なお、令和4年度から令和6年度までの会長は流山市の田中弘美教育長、事務局は流山市教育委員会となった。特別講演会では、文部科学省初等中等教育局財務課校務改善専門官から、「学校における働き方改革について」と

題して話があった。働き方改革のゴールは、子どもたちの教育の充実であり、そのために教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子どもに真に必要な効果的な教育活動を持続的に行うことができる体制の構築が求められるということ、また学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国、教育委員会、学校それぞれの立場において、できる取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要とのことだった。

2つ目、6月20日開催第2回校長会議で話した内容3点について、1点目、教育長訪問、それから校長の目標申告当初面談を終えての感想である。具体的には、校長先生方が各学校の教育課題解決に向けて、職員の協力体制の構築に意を注がれていることに関連して、学校経営の根幹は職員を理解し、それぞれの力をどう生かしてあげることが重要だと、マネジメントとしては一人一人が教育者としての感性を磨き、組織として機能する学校をつくるのが大事だということである。2点目、働き方改革について、千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会特別講演会の内容を伝達し、ICT及び校務支援システム等を活用した働き方改革に取り組んでいただきたい。3点目、新型コロナウイルス感染症対応について、細心の注意を払いながら、実施可能な活動を再開していくということを伝えた。

② 新型コロナウイルス感染状況について【教育部長】

教職員の感染状況について、先月の教育委員会会議開催日であった5月18日から、昨日6月21日までの感染者はいなかった。また、同期間の児童生徒の感染者数は、児童62名、生徒13名の計75名であった。

臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の状況については、臨時休校と学年閉鎖はなかった。学級閉鎖については、佐倉小学校1学級において、2日間実施した。また、寺崎小学校1学級において、今週20日の月曜日から明日23日木曜日までの計4日間実施する予定である。

③ 佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

小学校について、公立中学校への進学率は94.1%、この中には県立千葉中学校の2名も含む。私立中学校は5.5%。千葉大附属中学校へ4名が進学。そのほかの2名について、3月28日現在では進路が不明だったが、現在では1人は海外への進学、一人は東京の私立中学校への進学が決まっている。

中学校について、国公立高校への進学率は60.2%、私立高校への進学率は38.9%。私立高校への進学率は増えている。専修学校等の5名については、中央自動車学校1名、千葉モードビジネス専門学校2名、パリ美容専門学校1名、東京インターハイスクール1名である。高校や専門学校等の進学率は99.4%である。市内の公立高校への進学率は20.3%で、ここ5年間で一番高い進学率である。就職はゼロ、在家庭4名については女子であり、不登校の内容を把握している。そのほかの4名については、進路未定が1名、この1名については東京インターハイスクールに願書を出願予定となっている。それから、アメリカ留学が1名、インド現地校への進学が1名、父親の勤める会社に就職することを見据えてアルバイトとして入る

ことになっているが1名である。

④ 小学校陸上競技大会の成績について【指導課長】

今年度3年ぶりに開催した小学校陸上競技大会の成績について報告する。6月1日に成田市にある中台運動公園陸上競技場で開催された。資料に入賞した児童を一覧にしている。12校、24名、4チームが入賞。そのうち2名が優勝、今回西志津小学校が400メートルリレーにおいて男女で入賞を果たしている。

⑤ いじめの件数について【指導課長】

5月のいじめの認知件数については、小学校が129件、中学校は73件、合計202件。今月新たな認知は76件、内訳は小学校が44件、中学校が32件。解消件数については44件である。引き続き、学校支援アドバイザーと連携を図りながら丁寧に進めていく。

⑥ 感染状況について【指導課長】

5月19日から6月21日までの感染状況について、感染性胃腸炎が1名、流行性耳下腺炎が3名、水痘22名、少し多い感じがする。流行性角結膜炎が3名、帯状疱疹が1名発生している。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市学校評議員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：今回の委嘱については、5月の教育委員会会議の決議事項議案として承認していただいた内容の一部変更である。5月議決後の印南小学校の学校評議員の人数は4名だったが、その後、印南小学校から、1名推薦をいただいたため、新たに追加とした。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市いじめ対策調査会委員の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例第5条は、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は6人以内、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとし、(1)、弁護士、(2)、医師、(3)、臨床心理士、(4)、またいじめに関する調査または審議を行うために必要な教育、法律、医療、心理、福祉について知識または経験を有すると教育委員会が認める者となっている。これらの規定を踏まえ、再任6名の候補者を選出した。委嘱期間については、令和4年7月1日から令和6年6月30日ま

での2年間である。資料2ページは、候補者の略歴、資料3ページ目は、委嘱状の案、資料4ページから佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この設置条例の4条の3項について、実際この3項の調査及び審査、この昨年度1年間の開催実績というの分かるか。

【指導課長】

昨年度は、書面開催で実施している。

【教育長職務代理者】

第4条にいじめ防止等に関する調査研究、これは実際に事案が発生する、あるいはしないにかかわらず、佐倉市の現状あるいは過去の推移、それらを踏まえてどう対応していくか、どう先を見越していくかということも含んでいるのだろうと思うが、その辺の会議はこの2回の中でなされているのか。

【指導課長】

その2回については、佐倉市のいじめの現状などを紙面で伝え、それに対して意見、助言をいただき、これからのいじめ対策について佐倉市としての方向性、対策等についてまとめて検討していくような流れとなっている。

【教育長職務代理者】

大変重い任務もかかると思うが、よろしく願います。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：佐倉市社会教育委員設置条例第2条には、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとし、学校教育関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市民となっている。これらの規定を踏まえ、今回候補者15名を選出した。学校教育をはじめとする関係者11名、市民公募者4名、再任が8名、新任が公募委員2名を含めて計7名となっている。

1番から3番までの3名が、市内高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者、4番から7番までの4名が社会教育の関係者である。教育委員会所管のPTA連絡協議会、文化団体に加え、食育、スポーツなど幅広く社会教育の関係者を選出している。8番から10番までの3名は学識経験者、8番は地元千葉敬愛短期大学の特任准教授である。9番、10番は、行政経験が豊富で、社会教育に詳しい方である。11番は、家庭教育指導者として小学校や中学校での就学時前健診時に、保護者に対し、子育ての在り方等を指導する元教員である。12番から15番までの4名が公募の方で、今回4名を公

募したところ7名の応募があった。選考委員会において申込書及び小論文「佐倉の社会教育について考えること」、800字により審査した結果、この4名を候補者としたところである。委嘱期間は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間である。資料2ページは、候補者略歴ある。学校教育等の関係者については、推薦団体等からの推薦書に基づき、不明な点について確認を取りながら記入した。公募委員については、応募申込書に基づき記入した。資料3ページは委嘱状案、資料4ページからは佐倉市社会教育委員設置条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

公募応募者7名の方の年齢層はどうか。

【社会教育課長】

年齢については、40代が2名、60代が3名、70代が2名である。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について

中央公民館長より上程議案の説明

内容：佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項には、審議会の委員は市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると定めている。また、同条第3項には委員の定数は15人とし、その任期は2年とするとしている。これらの規定を踏まえ、今回候補者15名を選出した。学校教育をはじめとする関係者と学識経験者11名、市民公募者4名、再任が9名、新任が6名である。1番から3番までの3名は、市内高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者、学校長である。4番は、社会教育の関係者で、人権擁護委員からの選出である。5番は、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、青少年相談員連絡協議会からである。6番から11番の6名の方は、学識経験者である。市内6つの公民館から、それぞれ豊富な社会教育の見識を有する方を選出している。12番から15番までの4名は公募である。今回4名の公募をしたところ、9名の応募があった。選考委員により申込書及び小論文「これからの公民館に求められるもの」により審査した結果、4名を候補者とした。委嘱期間は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間である。資料2ページは候補者の履歴の一覧、資料3ページは委嘱状(案)を、資料4ページ目からは、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

公募の方の応募の年齢層はどうか。

【中央公民館長】

60代が1名、70代は7名、80代が1名である。

【委員1名より】

13番の方は新任になっているが、平成30年7月から審議委員になっていて、問題ないのか。

【中央公民館長】

過去に公民館運営審議委員をなさった方で、その後1回任期が2年間空き、これは再任なのか新任なのか、扱いについて教育総務課と相談した結果、とりあえず1回任期が空いていたため新任と書いた。

【教育長職務代理者】

可能なら2ページの略歴辺りに、個別にそれぞれ書いているので、「まで」などの文言をいれるなど、次から検討いただければと思う。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：報告書（案）の1ページ、2、点検・評価の方法、下段の学識経験者である。今年度も3名の方にご意見をいただく予定である。大野氏、大迫氏については昨年度に引き続き、平川氏については新たに依頼することとした。主な経歴については、報告書（案）の一番後ろに添付した学識経験者名簿のとおりである。

続いて2ページ。中段、2、基本方針に基づく各施策の主な実績・成果と今後の展望である。5ページにかけて、第3次佐倉教育ビジョンの基本方針と施策の方向性に沿って、令和3年度の主な成果と今後の展望を記載した。いずれの施策においても、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染予防対策に十分に配慮しながら、事業の実施方法を変更するなど、基本方針や成果につながるよう事業展開に努めた。

続いて、11ページ。2、教育ビジョンに基づく施策（事業）の点検・評価の事業については、第3次佐倉教育ビジョンに基づく施策のうち、重点事業25、通常事業62、合わせて87事業である。

その下、【自己評価基準及び評価集計】について、評価に当たり、従来どおり各所属において事業ごとに数的評価と質的評価を行い、どちらかを主評価、それ以外を補助評価として総合評価している。

16ページ。中段の基本方針の2のナンバー28の事業、幼稚園及び小中学校施設の環境整備であるが、数的評価を主評価とした事業はこの1事業のみだった。それ以外の事業は、質的評価を主評価としている。

11ページ。中段、①、質的評価については、業務内容等について、優良が

A、計画どおりで、おおむね良好がB評価に該当する。重点事業、通常事業ともにA評価の割合が最も多く、CとDの評価はなかった。

続いて、12 ページ。②、数的評価については評価達成率 100%がA、75%以上がB、半分以上 50%以上がC評価に該当する。新型コロナウイルス感染症の影響で、行事が中止等になった事業は 10 事業あった。これらは不可抗力な理由により事業ができなかったものとして、数的評価をなし、「—」で表示している。また、複数の数値目標を掲げている事業で、数値目標の一部のみ実施できた事業については、実施できた数値目標で、実施が可能であった数値目標に対し、実績に基づいた評価を行っている。数的評価では、一部でC評価があったが、総体的には重点事業、通常事業ともにA評価の割合が最も多い状況であった。

③、総合評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、数的評価なし、「—」とした事業については、質的評価の結果をもって総合評価とした。重点事業、通常事業、事業全体において、いずれもA評価が最も多くなっており、CとDの評価はなかった。

続いて、13 ページ、自己評価のまとめである。令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での事業となったが、感染対策の徹底や実施方法の工夫などを講じた上で、全体としては着実に事業を進めることができたものと判断している。令和4年度においても、引き続き佐倉ならではの教育を推進するとともに、常に工夫や改善を試みながら、佐倉の教育施策全体がさらに充実したものとなるよう努めていく。

続いて、14 ページから 22 ページまでは、全事業の自己評価一覧、数値目標と実績数値、評価理由を掲載している。

続いて、23 ページから 45 ページまでは、重点事業 25 事業の評価シートであり、数値目標に対する達成状況などのほか、今後の対応、課題などを記載している。

今後の予定は、7月の定例教育委員会会議で議案として審議をいただき、議決後、学識経験者からの意見を巻末に添え、8月市議会定例会に提出するとともに公表する予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（2）佐倉市民音楽ホール及び佐倉市立美術館へのネーミングライツの導入について

文化課長より上程協議題の説明

内容：ネーミングライツとは、市と民間事業者等との契約により、市の施設の名称に企業名や商品名等を冠した愛称をつける権利を付与する代わりに対価を得るものである。佐倉市では、民間事業者等との協働により新たな財源を確保し、持続可能な施設運営につながるとともに、施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的に、今年度よりネーミングライツを導入する。今年度は、市の施設でも市外からの来館者も多く、広告的価値が高いと想定

される佐倉市民音楽ホールと佐倉市立美術館についてネーミングライツを導入しようとするものである。

ネーミングライツパートナーとなる事業者には、PR効果やイメージアップの効果が期待でき、施設側はネーミングライツ料を対象施設の修繕費や備品購入費などに使用することができ、双方メリットがある。ネーミングライツを導入しても、条例上の名称が変更することはない。

今後については、協議後、ネーミングライツの所管課である企画政策課が作成したガイドラインを基に、佐倉市民音楽ホール、佐倉市立美術館それぞれの募集要項を作成する。ガイドラインについては、資料3ページから8ページ。7月開催の教育委員会議定例会では、改めて市民音楽ホール、市立美術館への導入について諮る予定である。募集要項の作成については、各施設の実情などを反映し、必要に応じて愛称の条件等を付加する。募集要項制定後は、広報を通じて募集を行い、応募はガイドラインにて規定する審査委員会が審査を行い、優先交渉権者を決定する。その後は、相手事業者と協定を締結する。

協定締結は12月、協定締結された場合の愛称使用の開始時期は、令和5年4月1日を予定している。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言